

○柳川市第3子優遇事業の実施に関する規則

平成27年3月31日

規則第13号

柳川市第3子優遇事業の実施に関する規則の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援センター等への通園に係る利用負担の手当の支給（第5条—第18条）

第3章 保育施設等の利用料に対する手当の支給（第19条—第22条）

第4章 第3子手当の支給（第23条—第29条）

第5章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、第3子以降の児童を養育している父母その他の保護者を対象として第3子優遇事業を実施することにより、家庭における育児に係る経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して子育てができるよう支援し、もって本市における少子化対策及び次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 第3子以降の児童 同一の保護者によって養育されている児童のうちその出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童をいう。
- (3) 第3子優遇事業 第3子以降の児童を養育する保護者への経済的支援に関する事業であって当該第3子以降の児童が出生した日の属する月の翌月から、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間、この規則に定めるところにより行われるものをいう。
- (4) 児童発達支援センター等 障害のある児童を保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練、治療その他の援助を行うことを目的とする施設として別に定めるものをいう。
- (5) 保育施設等 小学校就学前の児童の保育又は教育を主たる目的として設置される施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定

教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園を除く。）であつて、別に定めるものをいう。

（第3子優遇事業の実施）

第3条 市長は、次章から第4章までに定めるところにより、第3子優遇事業を実施するものとする。

（対象者）

第4条 第3子優遇事業の受給対象者は、柳川市特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則（平成27年柳川市規則第14号）第3条第1項に規定する利用者負担額の滞納がなく、かつ、当該年度における受給対象者の属する世帯の市町村民税所得割課税額が9万7,000円未満のものとする。この場合において、市町村民税所得割課税額の計算方法は、柳川市特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則別表第1及び別表第2に規定する利用者負担額を算出するための計算方法を準用する。

第2章 児童発達支援センター等への通園に係る利用負担の手当の支給

（障害児通園手当）

第5条 市長は、児童発達支援センター等を利用する第3子以降の児童については、この章に定めるところにより、児童発達支援センター等への通園に係る利用負担の手当（以下「障害児通園手当」という。）を支給する。

（障害児通園手当の支給対象児童等）

第6条 この章において「支給対象児童」とは、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 0歳から、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者であること。
- (3) 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。第20条第3号及び第24条第3号において同じ。）への入所（保育所等への入所にあつては、法第24条第1項に規定する保育所又は第2項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業における保育として行われるものに限る。第20条第3号及び第24条第3号において同じ。）又は学校教育法第1条に規定する幼稚園への入園をしていないこと。
- (4) 児童発達支援センター等を利用していること。

2 この章にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(障害児通園手当の支給要件)

第7条 障害児通園手当は、本市の区域内に住所を有する次に掲げる者に対して支給する。

- (1) 児童を3人以上監護し、そのうち1人以上が支給対象児童であり、かつ、これらの児童と生計を同じくするその父又は母
- (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を3人以上監護し、そのうち1人以上が支給対象児童であり、かつ、その生計を維持する者

(障害児通園手当の額)

第8条 障害児通園手当の額は、支給対象児童が次の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に定める額に2分の1を乗じて得た額のうち、第10条の規定により市長が認定した額とする。

- (1) 法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費の支給の決定を受け、児童発達支援センター等に通園している場合 法第21条の5の3第2項第2号の規定により法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者が負担すべき額
- (2) 法第21条の6の規定による措置により児童発達支援センター等に通園している場合 法第56条第2項の規定により徴収される費用の額

(障害児通園手当の受給資格の認定)

第9条 障害児通園手当の支給を受けようとする者は、支給対象児童ごとに、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(障害児通園手当の額の認定)

第10条 前条の認定（以下「障害児通園手当の受給資格の認定」という。）を受けた者（以下「障害児通園手当受給者」という。）は、支給対象児童が利用する児童発達支援センター等への通園に係る利用料（以下この条において「利用料」という。）であって別に定める期間における負担をした後に、その負担をした当該期間における利用料に対する障害児通園手当の額について市長の認定を受けるものとする。

(障害児通園手当の支給)

第11条 市長は、障害児通園手当の受給資格の認定をした者に対し、前条の規定により認定した額の障害児通園手当を支給する。

2 障害児通園手当の支給は、障害児通園手当の支給要件に該当する者（以下この項及び次項において「受給資格者」という。）が障害児通園手当の受給資格の認定の申請をした日の属する月から開始し、受給資格者が障害児通園手当の支給要件を欠くに至った日の属する月で終了する。ただし、新たに受給資格者となった者が障害児通園手当の支給要件を具備するに至った日から30日以内に障害児通園手当の受給資格の認定の申請をしたときは、

障害児通園手当の支給は、その者が支給要件を具備するに至った日の属する月から開始する。

3 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により障害児通園手当の受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、障害児通園手当の支給は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により申請をすることができなくなつた日の属する月以後において別に定める月から開始する。

4 障害児通園手当の支払方法は、別に定める。

(障害児通園手当の額の改定)

第12条 市長は、障害児通園手当受給者について障害児通園手当の額を増額し、又は減額すべき事由が生じた場合は、その事由及び増額後又は減額後の障害児通園手当の額について認定をするものとする。

(障害児通園手当受給者の責務)

第13条 障害児通園手当受給者は、障害児通園手当が第1条の目的を達成するために支給されるものであるとの趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(障害児通園手当の受給権の譲渡等の禁止)

第14条 障害児通園手当受給者は、障害児通園手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(障害児通園手当受給者の届出の義務)

第15条 障害児通園手当受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 障害児通園手当受給者又はその者が監護する児童の氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 障害児通園手当の額を増額し、又は減額することとなる事由が生じたとき。

(3) 障害児通園手当の支給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事由が生じたとき。

(障害児通園手当の支給の制限)

第16条 市長は、障害児通園手当受給者が正当な理由がなく前条の規定による届出をせず、第30条の規定による報告若しくは書類の提出の求めに従わず、又は同条に規定する職員の質問に応じなかつたときは、当該障害児通園手当受給者に係る障害児通園手当の支払を一時差し止めることができる。

2 市長は、障害児通園手当受給者が正当な理由がなく別に定める期間内に前項に規定する

行為をしないときは、当該障害児通園手当受給者に係る障害児通園手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

(障害児通園手当の支払の調整)

第17条 障害児通園手当を支給すべきでないにもかかわらず、障害児通園手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた障害児通園手当は、その後に支払うべき障害児通園手当の内払とみなすことができる。障害児通園手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、減額しない額の障害児通園手当が支払われた場合における当該障害児通園手当の当該減額すべきであった部分についても、また、同様とする。

(不正利得等の返還)

第18条 市長は、偽りその他の不正な手段により不正に障害児通園手当の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給された障害児通園手当の額に相当する金額の全部又は一部を返還するよう命ずることができる。

2 届出の遅滞その他の理由により支給されるべきでない障害児通園手当の支給を受けた者があるときも、前項と同様とする。

第3章 保育施設等の利用料に対する手当の支給

(保育施設等手当)

第19条 市長は、保育施設等を利用する第3子以降の児童については、この章に定めるところにより、保育施設等の利用料に対する手当（以下「保育施設等手当」という。）を支給する。

(保育施設等手当の支給対象児童)

第20条 この章において「支給対象児童」とは、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 0歳から、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者であること。
- (3) 児童福祉施設への入所又は学校教育法第1条に規定する幼稚園への入園をしていない（幼稚園に入園し、利用者負担の免除を受けていない場合を除く。）こと。
- (4) 保育施設等を利用していること。

(保育施設等手当の額)

第21条 保育施設等手当の額は、支給対象児童が次の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に定める額のうち、次条の規定により市長が認定した額とする。

- (1) 保育施設等の利用料の月額が20,000円を超える場合 月額10,000円
- (2) 保育施設等の利用料の月額が20,000円以下の場合 当該利用料の月額に2分の

1 を乗じて得た額

2 利用料の月額算定方法は、別に定める。

(保育施設等手当への準用)

第22条 第6条第2項、第7条及び第9条から第18条までの規定は、保育施設等手当について準用する。この場合において、これらの規定中「障害児通園手当」とあるのは「保育施設等手当」と、第10条中「児童発達支援センター等への通園に係る利用料」とあるのは「保育施設等の利用料」と読み替えるものとする。

第4章 第3子手当の支給

(第3子手当)

第23条 市長は、前2章に規定する第3子優遇事業の対象とならない第3子以降の児童については、この章に定めるところにより、第3子手当を支給する。

(第3子手当の支給対象児童)

第24条 この章において「支給対象児童」とは、次に掲げる要件に該当する第3子以降の児童をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 0歳から、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者であること。
- (3) 児童福祉施設への入所又は学校教育法第1条に規定する幼稚園への入園をしていないこと。
- (4) 障害児通園手当の受給資格の認定を受けていないこと。
- (5) 保育施設等手当の受給資格の認定を受けていないこと。

(第3子手当の額)

第25条 第3子手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、支給対象児童1人につき、月額5,000円とする。

(第3子手当の受給資格及び額の認定)

第26条 第3子手当の支給を受けようとする者は、支給対象児童ごとに、その受給資格及び第3子手当の額について市長の認定を受けなければならない。

(第3子手当の支給)

第27条 市長は、前条の認定（以下「第3子手当の受給資格等の認定」という。）をした者に対し、第3子手当を支給する。

2 第3子手当の支給は、第3子手当の支給要件に該当する者（以下この条において「受給資格者」という。）が第3子手当の受給資格等の認定の申請をした日の属する月から開始し、受給資格者が第3子手当の支給要件を欠くに至った日の属する月で終了する。ただし、

新たに受給資格者となった者が第3子手当の支給要件を具備するに至った日から30日以内に第3子手当の受給資格等の認定の申請をしたときは、第3子手当の支給は、その者が支給要件を具備するに至った日の属する月から開始する。

3 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第3子手当の受給資格等の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、第3子手当の支給は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により申請をすることができなくなつた日の属する月以後において別に定める月から開始する。

4 第2項の規定にかかわらず、月の中途（月の末日を含む。以下この項及び次条において同じ。）に第3子以降の児童が第24条第3号から第5号までに掲げる要件を欠くに至つた場合及び月の中途に第3子以降の児童がこれらの要件を具備するに至つた場合については、当該月分の第3子手当は、支給しない。

（第3子手当の額の確定）

第28条 第3子手当の受給資格等の認定を受けた者（以下「第3子手当受給者」という。）について第3子手当の額を増額すべき事由が生じた場合において、当該第3子手当受給者が増額された額の第3子手当を受けようとするときは、その事由及び増額後の第3子手当の額について市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、第3子手当受給者について第3子手当の額を減額すべき事由が生じた場合は、その事由及び減額後の第3子手当の額について認定をするものとする。

3 第1項に規定する場合における第3子手当の額の改定は、第3子手当受給者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。ただし、第3子手当受給者が第3子手当の額を増額すべき事由が生じた日から30日以内に同項の認定の申請をしたときは、第3子手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

4 前項に規定する場合において、第3子手当の額を増額すべき事由が月の中途に第3子以降の児童が第24条第3項から第5号までに掲げる要件を具備するに至つたことであり、かつ、第3子手当受給者が当該月のうちに第1項の認定の申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、第3子手当の額の改定は、当該申請をした日の属する月の翌月から行う。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定による第3子手当の額の改定について準用する。

6 第2項に規定する場合における第3子手当の額の改定は、第3子手当の額を減額すべき事由が生じた日の属する月の翌月から行う。ただし、当該事由が月の中途に第3子以降の児童が第24条第3号から第5号までに掲げる要件を欠くに至つたことである場合は、第3子手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月から行う。

(第3子手当への準用)

第29条 法第6条第2項、第7条及び第13条から第18条までの規定は、第3子手当について準用する。この場合において、これらの規定中「障害児通園手当」とあるのは、「第3子手当」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(調査)

第30条 市長は、第3子優遇事業の実施の適正を図るために必要があると認めるときは、障害児通園手当受給者（障害児通園手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）、保育施設等手当受給者（保育施設等手当の受給資格の認定の申請をした者を含む。）及び第3子手当受給者（第3子手当の受給資格等の認定の申請をした者を含む。）に対し、その資格の有無その他の事項に関して報告若しくは書類の提出を求め、又は部下の職員にこれらの事項についてこれらの者その他の関係者に質問させることができる。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。